旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年５月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①オフィスサンライズ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6837号　④オフィスサンライズ株式会社　東京都大田区鵜の木二丁目12番10号　代表取締役　加藤宏明　⑤本社営業所　東京都大田区鵜の木二丁目12番10号　⑥平成26年10月16日　⑧平成29年３月３日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都大田区鵜の木二丁目12番10号　オフィスサンライズ株式会社　代表取締役　加藤宏明

Ｂ　①パラダイスプラネット株式会社（マリン＆スノーパラダイスツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6186号　④パラダイスプラネット株式会社　東京都府中市府中町二丁目18番地の１メゾン寿106　代表取締役　鈴木康幸　⑤本社営業所　東京都府中市府中町二丁目18番地の１メゾン寿106　⑥平成21年６月23日　⑧平成29年３月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都府中市府中町二丁目18番地の１メゾン寿106　パラダイスプラネット株式会社　代表取締役　鈴木康幸

Ｂ　①株式会社サンライズ　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1217号　④株式会社サンライズ　名古屋市天白区焼山二丁目1207番地　代表取締役　温湯紹幸　⑤本社営業所　名古屋市天白区焼山二丁目1207番地　メゾンＡ３．103号　⑥平成19年３月26日　⑧平成29年３月29日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市天白区焼山二丁目1207番地　株式会社サンライズ　代表取締役　温湯紹幸

Ｂ　①トヨトミトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2811号　④豊臣商事株式会社　大阪府大阪市浪速区戎本町一丁目９番21号　代表取締役　西園寺優真　⑤本店　大阪府大阪市浪速区戎本町一丁目９番21号　⑥平成28年３月８日　⑧平成29年４月14日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市浪速区戎本町一丁目９番21号　豊臣商事株式会社　代表取締役　西園寺優真

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年５月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社東武旅行サービスセンター　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―506号　④株式会社東武旅行サービスセンター　さいたま市見沼区大字東宮下849番地　代表取締役　石田常治郎　⑤本社営業所　さいたま市見沼区大字東宮下849―２　⑥平成元年３月11日　⑦平成29年４月６日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社つばめ観光社（三河トラベルサロン）　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２―460号　④株式会社つばめ観光社　安城市花ノ木町15番11号　代表清算人　稲垣寛　⑤本社　安城市花ノ木町15番11号　⑥昭和52年11月28日　⑦平成29年４月６日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社エヌケートラベル　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２―312号　④有限会社エヌケートラベル　新潟市江南区横越中央二丁目１番30号　清算人　小林松一　⑤本社営業所　新潟市江南区横越中央二丁目１番30号　⑥平成15年１月23日　⑦平成29年３月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社四日市ヘルスセンター　②第２種旅行業　③三重県知事登録旅行業第２―92号　④株式会社四日市ヘルスセンター　四日市市生桑町311番地　代表取締役　金澤卓司　⑤本社営業所　四日市市生桑町311番地　⑥昭和54年９月８日　⑦平成29年３月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ニュー東京交通社　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―585号　④株式会社ニュー東京交通社　船橋市北本町２―28―２　代表取締役　大谷智康　⑤本社営業所　船橋市北本町２―28―２　⑥昭和43年３月１日　⑦平成29年４月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ユタカ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6615号　④株式会社ユタカ　東京都港区南青山２―15―５ＦＡＲＯ１階　代表取締役　菊本孝恵　⑤本社営業所　東京都港区南青山２―15―５ＦＡＲＯ１階　⑥平成25年２月21日　⑦平成29年４月１日　⑧60万円　⑨300万円